

入札監理小委員会における審議結果報告 地層処分研究開発に関連する核種移行試験等に係る業務

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要：地層処分研究開発を行う施設において下記業務を実施する。

- ・核種移行研究に関する試験業務
- ・核種移行試験に関連する装置等の管理、文書・記録の作成

○対象施設：

- ア) 地層処分基盤研究施設（エントリー）：放射性物質等を取り扱わない一般施設
- イ) 地層処分放射化学研究施設（クオリティ）：放射性同位元素使用施設等における放射線発生装置、放射性同位元素等によって汚染されたものの使用、貯蔵、運搬及び廃棄に係る施設

○事業期間：令和3年4月～令和4年3月の1年間

（令和2年4月～令和3年3月の1年間に続き、市場化テスト4期目）

○事業目的：核種移行研究に関する試験を実施すること。また、試験実施のために必要な装置等及び放射性同位元素等の適切な管理をすること。

(2) 選定の経緯

報道等において競争性が指摘された事業として、公共サービス改革基本方針（平成28年6月28日閣議決定）別表において、新規事業として選定。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点1】仕様書全般の見直しが必要ではないか。

【対応1】落札事業者以外へヒアリングした結果、仕様書の記述に不明確な部分はなかった。一方で、業務遂行に必要な受注者の品質保証マニュアル等の整備に労力がかかることがコスト増に繋がっているとの意見があったため、入札説明会において、実施要項の中で、過年度の提出図書やマニュアル類を事前に閲覧等可能であることが十分に伝わるようにする。

【論点2】一層の広報活動の必要性を求める。

【対応2】引き続き、応札者拡大に向けた努力を行う。

【論点3】プルトニウム業務を切り離した結果はどうだったか。

【対応3】今後、契約方法の見直しも含めて検討する。

3. その他の修正変更について

該当なし。

4. 実施要項（案）の審議結果について

(1) 今回の審議を受けて修正した点は以下のとおり。

- ①事業者側が作成すべきマニュアルと JAEA 側が作成すべきマニュアルを明確に区分して欲しい。

【対応】事業者が作成すべき「品質保証計画書」については、仕様書 10.（提出書類）に明記してあるが、過年度に事業者が作成したものが閲覧可能である旨を明確にするために、実施要項 6.（3）を修正した。（実施要項 P8）

②著作権等の問題が解決出来ない場合でも、JAEA の HP からダウンロード若しくはメールでマニュアルの事例を添付して応札希望者に送付するなど、新規事業者にとって参入障壁を減らす工夫を積極的にして欲しい。

【対応】実施要項 6.（3）及び別紙 1 に「取扱注意文書を除き、コピーや写真撮影等の複写も可能とする」と明記した。

（HP への掲載等の可否については、関係部署と検討・協議を実施し、評価審議時に報告予定。）（実施要項 P8 及び P19）

（2）次回の評価審議時に検討の上、小委員会において、検討状況を報告する事項は以下のとおり。

- ① JAEA が事業者から提出を受けたマニュアル類の著作権を取得可能か検討して欲しい。
- ② JAEA は、事業者が作成すべきマニュアルに記述して欲しい要素を示して欲しい。
（（例）A4 一枚程度に JAEA が求める事項を集約の上、公表する。）
- ③ JAEA の HP 上に、JAEA 全体に関する入札情報の統一窓口を作るなどし、入札の透明性をより一層高めて頂きたい。
- ④ 工務技術部と連携して、仕様書を作成して欲しい。
- ⑤ 工務技術部の責任者とも調整し、JAEA 全体として、契約の透明化に向けた調達改革を行って欲しい。

5. パブリック・コメントの対応について

令和 2 年 9 月 10 日（木）～令和 2 年 9 月 24 日（木）まで行った結果、実施要項案の修正を伴う意見はなかった。